



島根県報

令和6年11月12日（火）

第 5 6 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和6年11月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	4
---------	-------------	---

告 示

島根県告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年11月25日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字寺谷282、282-1、287、288、290、291-1、291-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿島町南講武字寺谷282、282-1、290、291-5、287・288・291-1（以上の3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神1318-1、2192-1、2192-3、2194-1、2194-2、2197-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ出雲店 島根県出雲市姫原町551-1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドン・キホーテ出雲店

(変更後) MEGA ドン・キホーテ出雲店

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後) 株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原 孝治 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(4) 変更の年月日

(3)のア 平成27年12月4日

(3)のイ 令和2年10月1日

(3)のウ 令和元年9月25日

2 届出年月日

令和6年10月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和6年11月5日から令和7年3月25日まで

3 作業地域

松江市古曾志町地内